

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡県公営企業管理者

企業局長 木野 雅弘

静岡県企業局管理規程第5号

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(単身赴任手当) 第4条の2 (略)	(単身赴任手当) 第4条の2 (略) <u>(在宅勤務等手当)</u> 第4条の3 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u> <u>2 企業職員の給与条例第7条の3の管理者が定める場所は、管理者が適当と認める場所とする。</u> <u>3 企業職員の給与条例第7条の3の管理者が定める時間は、次に掲げる時間とする。</u> <u>(1) 就業規程第10条の2の2第1項に規定する時間外代休時間又は企業職員の給与条例第10条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）</u> <u>(2) 休暇により勤務しない時間及び職務に専念する義務を免除された時間並びに前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間</u> <u>4 企業職員の給与条例第7条の3の管理者が定める期間は、3か月とする。</u> (特殊勤務手当) 第5条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。